

ルターとシュペーナー

— 万人祭司主義と靈的祭司職 —

中 谷 博 幸

はじめに

本稿は、万人祭司主義 (das allgemeine Priestertum)⁽¹⁾を中心に、ルターとシュペーナーの比較を試みる。もっとも、ルターとシュペーナーとの比較というテーマは、いささか古めかしくひびくかもしれない。シュペーナーの独自の改革理念とされるものは、ルターとは異なるところから由来するというのが、現在のシュペーナー研究において一般的な見解だからである。再生論であれ、千年王国論的終末論やコレーギア・ピエターティスであれ、ルター思想とは異なった要素もっている⁽²⁾。

しかし、万人祭司主義については、ルターの、特に1520年代までの彼の中心思想であったことは周知のことであり、宗教改革運動全体にきわめて大きな作用を及ぼしたことも広く認められている。一方、シュペーナーの方も、靈的祭司職 (das geistliche Priestertum) という用語を使うが、その思想の重要性を力説し実践していこうとした。このような万人祭司主義の思想の重要性と両者がともにそれを主張していることから、両者の万人祭司主義の特徴を比較することを通じて、シュペーナーの改革思想の歴史的特質をより明確に把握することが可能になると思われる。

I

万人祭司主義は、ルターの場合すでに1513年から1515年にかけて行なわれた『第一回詩篇講解』において見られるという⁽³⁾。しかし、本格的にルターの著作にこの考えがあらわれるのは、1520年頃からであろう。1520年に出版された、宗教改革の三大文書と呼ばれる『キリスト者の自由』や『キリスト教界の改善について、ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』(An den christlichen Adel deutscher

Nation von des christlichen Standes Besserung,以下、『キリスト教貴族に与う』と略記する),及び『教会のバビロン捕囚について』の中で,それぞれ万人祭司主義が述べられている。ここでは,その中でも,『キリスト教貴族に与う』を中心に提起して,ルターの万人祭司主義を考察することにする。その基本的な特徴はすべて,すでにこの書においてあらわれていると考えられるからである。

まず最初にルターが信仰をどのように理解していたかを、『キリスト者の自由』のドイツ語版 (*Von der Freyhey eynisz Christen menschen, 1520*) を中心に,確認しておきたい。ルターにとって最も重要なことは,人はいかにしてキリスト者となれるかということであった。ところでルターは,生まれながらの人間,キリスト者でない人間を,『キリスト者の自由』では,身体的で古い外的な人 (*eyn leylich, allt und eußerlich mensch*) とよぶ。そして「外的なものは,なんと呼ばれようと,人を自由にも義にもすることができない。」⁽⁴⁾生まれつきの人間のいかなる努力や営み,わざも人をキリスト者にするることができない。ただ神の言葉のみが,そしてそれをうけとめる信仰のみが,人を自由にし義としキリスト者とする。そして,外的な人とは全く質的に異なる,霊的で新しい内的な人 (*eyn geystlich, new, ynnerlich mensch*) が与えられる。ルターによれば,キリスト者はこの身体的な人と霊的な人の両方をあわせもつ存在である。キリスト者は神の言葉によってキリストを信じ,外的な人としては隣人愛を行なう。このような信仰理解から,単純化すれば,次のようなことが言えるであろう。外的な人のいかなる働きも霊的で内的な人を生み出すことができないので,キリスト者となるという点にかんしては,一切の外的なものが厳しく否定される。また,ここから内面性の価値の強調がなされる。しかし,キリスト者は一生涯外的な人でもあり続けるので,隣人愛の名のもとに,内面とはかかわりのないところでは現実がそのまま肯定されることになる。以上のルターの二面性は,彼の万人祭司主義を考えるうえでも,重要となる。

さて,以下,ルターの万人祭司主義の特徴を五点に整理して述べることにする。ただし,その順序が必ずしも重要性と比例するのではない。叙述の都合でそのような順序をとったことを付記しておきたい。

キリスト者となるということは,外的な人の中にいわば霊的で内的な人が生み

出されることであったが、まず、geystlich が『キリスト教貴族に与う』でどのように述べられているか、その問題から万人祭司主義について考えていくことにする。ルターは本書で、geystlich ばかりでなく、stand,あるいは der geystliche stand を二重の意味で使っている。ローマ教皇派は、教皇、司教、司祭、修道士たちのみが der geystliche stand 「教会的身分」であって、国王や貴族、手工業者たちは彼らがキリスト者であっても der weltliche stand 「世俗的身分」にすぎないと主張するが、ルターはこれを「手のこんだ虚構であり見せかけ」⁽⁵⁾とみなす。そのような身分としての geystlich と weltlich の区別は存在しない。そうではなくて「すべてのキリスト者は真に geystlich stand (靈的な存在)である」⁽⁶⁾。「洗礼と福音と信仰のみが人々を geistlich (靈的)にし、キリスト者とする」⁽⁷⁾すなわち、ルターによれば、der geystliche stand とは、ローマ教皇派が言うような教皇や司教や司祭といったカトリック制度の中の聖職者身分をさすのではなくて、『キリスト者の自由』で詳述された、内的で靈的な人 (der ynwendige geystliche mensch) をさす。「すべてのキリスト者は祭司である」という時、まず第一に、このようにローマ・カトリック教会のヒエラルヒーを構成する教会身分を打破する性格をもっていた。

第二に、靈的の意味での geystlich の内容にかかわる点であるが、司教や司祭が本来果たすべき役割は、すべてのキリスト者がもっているものであるとされる。その権能の具体的な内容については、ルターは1523年の『教会の教職の任命について』(De instituendis ministris ecclesiae) で詳論し、「教えること、説教すること、神の言を宣べ伝えること、洗礼を授けること、聖餐をささげ、もしくは執り行なうこと、罪を帰したりゆるしたりすること、他の人たちのために祈ること、ささげものをする、あらゆる教えと霊とについて判断を下すこと」⁽⁸⁾であると、語っている。

しかし第三に、ルターは教会組織を否定してしまうのではない。キリスト者の集まりである教会 (gemeyne) においては、その共同体の同意によって、一人一人のキリスト者がもつ権能はある人物に委任される⁽⁹⁾。しかし彼は、カトリック教会の聖職者のように身分としての stand を与えられるのではなく、彼に委ねられた職務 (ampt) を行使するにすぎない。靈的存在としての geystlicher

stand としては、彼は他のキリスト者と同じである。

ところで、一人一人がもつ祭司としての権能が、教会（*gemeine*）においてある人物に委任されてしまうと、彼らはそれらの権能をもう果たすことはないのであろうか。通常の場合、彼らは一人一人「自分の職務とわざとをもって、他の役に立ち他人に奉仕する」。⁽¹⁰⁾これは人々を霊的（*geistlich*）にする働きではなく、『キリスト者の自由』の後半で述べられた、キリスト者の身体的で外的な人（*der leypliche eußerliche mensch*）にかかわる隣人愛である。彼らは人々を霊的にする、すなわちキリスト者をつくりだす機能をもはや公的に果たすことはない。しかし、「非常時（*not*）においてはだれでも洗礼を授け、罪を赦免しうる」。⁽¹¹⁾それはすべての人々が祭司だからである。この「非常時」という考え方をルターの万人祭司主義の第四の特徴として指摘しておきたい。

第五に、万人祭司主義と世俗権力との関係について。ルターの世俗権力観は、1523年の『この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるか』（*Von weltlicher Uberkeytt wie weytt man yhr gehorsam schuldig sey*）、及びそのもととなった『1522年10月19日から26日に至るヴァイマルとエアフルトにおける旅行中の説教』（*Reisepredigten in Weimar und Erfurt. 19 bis 26. Oktober 1522*）において明瞭に展開されるが⁽¹²⁾、『キリスト教貴族に与う』でも基本的な考え方は、はっきり述べられている。彼らの職務は霊的領域ではなく、身体的（*leyplich*）な領域にかかわる。それは「悪人を罰し善人を守るため神によって設けられている」。⁽¹³⁾ところで、ここで、そもそも何故ルターは『キリスト教貴族に与う』で万人祭司主義を語ったのか、またルターはどのような文脈で万人祭司主義を述べているのかを、考えておきたい。『キリスト教貴族に与う』の冒頭で、ローマ教皇派が自分たちを守るために築きあげた三つの城壁（世俗権力に対する優越、教皇による聖書解釈の独占、教皇による公会議召集権の独占）を取り上げて攻撃し、その後でルターは公会議で扱われるべき事柄、また世俗権力ないしは公会議によって行なわれるべき事柄についての提言を行なった。そのような議論の出発点・前提として、ルターはまず、「世俗権力は彼ら〔教会身分〕に対して何らの支配権をもたない、逆に教会権力が世俗権力に優越する」⁽¹⁴⁾というローマ教皇派の第一の城壁を打ち壊そうとするが、そのために彼が持ち出した武

器が万人祭司主義であった。この万人祭司主義によって、教会的身分と世俗的身分の違いを破棄した。そして、この破棄に基づいて、世俗権力は教皇であれ司教であれ、ローマ教皇派という教会身分の者に対しても世俗的権能を行使できると、ルターは主張したのである。⁽¹⁵⁾『キリスト教貴族に与う』冒頭におけるこのような議論は、それを歴史的文脈においてみると、ある意味をもってくることになる。叙任権闘争以来ドイツでは、世俗権力と教会権力との間で激しい対立が見られたが、ルターの議論は当然、ローマ教皇派の教権を打ち破るだけでなく、世俗権力を強化する役割を果たすことになる。

以上述べた五つの特徴をもう一度まとめておこう。第一に身分としての聖職者の打破、それとともに本来の *geistlicher stand* の理解の回復。この背後には、ただ神の言葉と信仰によってキリスト者が生み出されるというルターの信仰理解がある。第二にすべてのキリスト者が一人一人祭司としてもっている権能。第三にその権能の共同体の同意によるある人物への委任と職務行使者としての聖職者理解。第四に非常時（*not*）概念。第五に世俗権力を強化する機能。次に、これら五つの特徴がその後、領邦教会成立のなかでどうなるかを、検討してみよう。

II

第一の特徴は、各地の宗教改革の発端において重要な役割を果たした。特に、第三の委任という要素と結びついて、共同体が主体となる宗教改革の導入が各地で起こる。しかし、領邦レベルで宗教改革が組織化されていくにつれて、第四と第五の要素がより明確に結びついてゆく。すでに『キリスト教貴族に与う』において、両者の結びつきは認められる。ルターは次のように語っている。「非常事態（*not*）がそれを要求し、教皇がキリスト教界の憤激を買っているようなさいには、だれよりもまず、からだ全体の忠実な分枝として、それをなしうる者が、真に自由な公会議が開かれうるよう力を致すべきですが、このことをもっともよくなしうる者は世俗の権力者をおいてほかにありません」⁽¹⁶⁾。すなわち、非常時にあっては、世俗権力は彼もキリスト者であるから、万人祭司主義にしたがって、それをするにもっともふさわしい者として、公会議の召集を行なうべきであるというのである。

1523年の『キリスト者の集まり』(*Das eyn christliche versamlung odder gemeyne recht und macht habe, alle lere tzu urteylen und lerer tzu beruffen, eyn und abtzusetzen, Grund und ursach aus der schriffte*)の中で、非常時について、ルターは次のように語っている。ひとつには、他にだれもキリスト者がなく人々の魂が滅びてしまうという時、それは非常時である。この時、ただひとりキリスト者としてそこにいる者が説教しうる。さらに、キリスト者が他にいるときでも、非常時が存在する。「神の言葉の不足から、人々の魂が滅びるという非常時のさいには、場合によっては、請願によるにせよ、あるいはこの世の権威の権力によるにせよ、各人は、ひとりの説教者を得ることが許されているだけでなく、自らも走り寄り、登場し、教えなければならない」。⁽¹⁷⁾非常時にあっては、すべてのキリスト者は、彼も祭司であるから、その務めを果たすことができる。そしてルターによれば、世俗権力者は、彼がキリスト者である時(ルターによれば世俗権力者は必ずしもキリスト者である必要はない)、キリスト教的愛からそれにかかわる最もふさわしい者であった。非常時概念が隣人愛と結びつく点は重要である。世俗権力者はこの書物の中で、福音的説教者の獲得の際の協力を求められている。

農民戦争後の混乱のなか、特に農村の聖職者の改善の必要に迫られる。このことは、ルターにいつそう非常時という意識を与えることになった。この非常時概念によってルターは、教会巡察問題を契機に、世俗権力者に具体的に教会への助力を請願する。1528年3月に出された『ザクセン選帝侯国内の牧師たちに対する巡察指導書への助言』(*Vorrede zum Unterricht der Visitatoren an die Pfarhern ym kurfurstenthum zu Sachssen*)で、ルターは、「大公がキリスト教的愛から(というのは世俗の主権によれば責任外のことであるから)そして神のために、福音のために大公の領土内の不幸なキリスト教徒の利益と救済のために哀願をもって若干の有能な人物をこの職務のために求め任命したもうようにと、謙虚に請願を提出した」。⁽¹⁸⁾いわゆる臨時司教(Notbischof)の考え方である。ルターは、それをあくまで非常時における、本来の世俗権力者の権能とは異なるものと、考えていた。しかし世俗権力者の側では、それを世俗権力の一部とみなした。この非常時が制度的にも常時となった時、いわゆる領邦教会体制は確立して

いく。

領邦教会体制⁽¹⁹⁾では一般に、教会と学校に対する最高監督機関として宗務局が設置され、それには聖職者とともに政府高官がメンバーとして領邦君主によって任命された。領邦君主は教会を直接統治することはなかったが、この宗務局を通じて間接的支配を行なった。領民はもちろん、この領邦教会の信仰告白を信奉することしか認められなかった。一方、牧師は一般に宗務局によって任命され、ただ形式的に教区民の同意が求められた。こうして領邦教会体制内の一身分としての性格、その職務の公的性格が強調される。『アウクスブルク信仰告白』の第十四条には、「だれであろうとも、正規の召しなしに、教会において公に教えたり、説教したり、聖礼典を与えたりしてはならない」⁽²⁰⁾と規定された。また、『アウクスブルク信仰告白弁証』の第七条では、不信仰者であったとしても、教会の公的な職務としてなされた説教や聖礼典は効力があるとされた。「なぜなら彼らは教会の召しのゆえにキリストの人格を代表しているのであって、自分の人格を代表しているわけではないからである」⁽²¹⁾。これはまさに、*ex opere operato* 「事効論」の復活である。

Iの最後のところでまとめたルターの万人祭司主義の五つの要素が、領邦教会体制においてどうなったかを簡単に整理してみよう。教会的身分の廃止という第一の要素は、領邦教会体制にあっては失われ、聖職者は再び身分としての性格をもつようになる。この第一の要素は第三の要素と関連をもっている。共同体の同意と委任は、領邦教会にあっては、全く形式だけのものとなってしまった。第二の要素であるキリスト者一人一人が祭司としてもつ権能について、ルターは1523年頃はまだ、非常時にあっては、すべてのキリスト者が行使しようと述べている。もっとも、実際は、それをするに最もふさわしいものとして、世俗権力が考えられていた。しかし領邦教会体制になると、この要素は全く失われていくこととなった。一般の教区民は全く受け身の存在となる。そして、第四の非常時という状況認識はなくなり、ただ第五の要素が肥大化する。領邦教会制は領邦国家体制を支える大きな柱となるのである。

以上のように、ルターの万人祭司主義は靈的内容が実現されずに、世俗権力の強化を誘引し、ルターの意図とは異なって結果的に領邦教会体制をもたらす一因

となってしまった。すべてのキリスト者をもつとされた祭司の役割は、正規の任命を受けた牧師の独占するところとなり、その牧師の中心的役割はもっぱら説教と聖礼典の執行にあるとされ、特に前者が重要視されていった。それゆえ、牧師はしばしば Prediger (説教者) と呼ばれた。

III

次にシュペーナーの霊的祭司職を検討しよう。1675年、シュペーナーは、ヨージア・アルントの『説教集』のための序文を書き、その中で単にアルントの説教集について述べるのではなく、彼が考えていた教会改革のための提案を語った。この序文はのちにそれだけで独立して『敬虔なる願望』(*Pia Desideria*)⁽²²⁾と題して、出版されることになった。シュペーナーはその書で、キリスト教の中心は認識ではなく実践にあることを強調した。そして、これを実現するための改革のひとつとして、霊的祭司職の実行を提案した。この『敬虔なる願望』は、短期間のうちに大きな反響を呼び起こし、一方でそれに共鳴する人々が多くおこされた。しかし他方、反対意見もあらわれ、特に、霊的祭司職、数人の有志が牧師の指導の下に聖書をともに読む集会(コレーギア・ピエターティス *collegia pietatis*, その他、地域によっては *Privatversammlung*, *Konventikel* 等と呼ばれた)、及び千年王国論的終末論に批判が向けられた。それらは領邦教会の秩序を脅かし、ルター派正統主義の教義に抵触するという理由のためである。とりわけ初期において、コレーギア・ピエターティスに批判が集中した。そこでシュペーナーは、『敬虔なる願望』において簡潔にしか触れなかった霊的祭司職を包括的に聖書に基づいて述べるとともに、『敬虔なる願望』に対する批判に原理的に答えようとして、1677年に『霊的祭司職』(*Das geistliche Priesterthum*)⁽²³⁾を出版した。以下、この『霊的祭司職』にあらわれた見解を検討する。

まず最初に、シュペーナーの信仰理解はどのようなものであったのか、そしてそれと霊的祭司職とがどのように結びついていたのかを確認しておきたい。彼は『霊的祭司職』において、信仰を次のように理解している。「私たちの全キリスト教の本質は信仰と愛、信仰と敬虔な生活にあるということはよく知られていて、主の御心を理解しているあらゆる人々にとって、確実な事柄です。このうち信仰

は神の恩寵と神が与えて下さる救いを受けるための力です。他方、生活の敬虔さはそのような生ける信仰の果実であり、私たちに与えられた救いの重要な一部となっています」(S. 552f. 以下、『靈的祭司職』の引用に際しては、*Spener Schriften*, Bd.1の頁を、引用のあとのカッコの中に記す)。このような信仰理解は、知的認識を中心にすえるルター派正統主義に対して、十六世紀末以降ヨハン・アルント等を中心としてあらわれた敬虔の実践を強調する信仰形態に属し、それ事態は新しいものではない。さて、シュペーナーはこの信仰から敬虔な生活への過程をあらわす言葉として、*erbauen* や *auferbauen*, またその名詞形の *Erbauung* を本書でよく用いている。シュペーナーは、この *Erbauung* を実現するための有効な手段として靈的祭司職の導入をはかる。問65の答えで、「靈的祭司の務めは、いかにして彼らすべてが信仰の基礎を堅固なものとされ、敬虔な生活へと建てあげ (*erbauen*) られるかを、ただ神の言葉の中に求めることです」(S. 636) と語っている。ところで、この *erbauen* はルター訳聖書においてしばしば使われる言葉である。ルターは *οἰκοδομή* や *οἰκοδομέω* を訳す時に、*erbauen* や *bauen*, *bessern*, またその名詞形を用いた。この *οἰκοδομέω* には、建てるという建築の意味がもともとあり、パウロはこの語を用いて教会の形成を建築になぞらえた。それゆえ、ルター訳聖書において、*Erbauung* は個人的な信仰の成長だけではなく、教会を建てあげるといった意味合いをもっている。そのため、本稿では *erbauen* を「信仰を建てあげる」と訳しておく。シュペーナーは *Erbauung* と靈的祭司職とを結びつけることによって、個人の信仰の成長とともに教会の靈的成長を目指すという新約聖書の内容を回復せんとしたのであった。この後者の実現をはかるために靈的祭司職を導入しようとする点に、シュペーナーの特徴がある。彼は問69で、靈的祭司は「自分自身と隣人の信仰を建てあげることを純粋な愛からその目的とすべきです」と書いている (S. 638 f.)。では、このような試みは、Ⅱの最後において述べたような当時の領邦教会体制の中でどのような意味をもつことになったのであろうか。

まず、公的説教職をシュペーナーはどう考えているか、みてみよう。問26において、「教会においてすべての人々に対してその職務を公に果たすためには、特別の召命が必要です。それゆえ、これを不当に用いて他の人々に力を及ぼし、説

教職を侵害しようとする者は、このことによって罪を犯すことになります」(S. 595f.)と述べているように、彼は公的説教職を否定しない。公的説教職とともに、靈的祭司職を導入しようとする。そのためにシュペナーは一種の公私の分離を行なう。公の礼拝・集会においては、正規の召命を受けた牧師のみが、その職務を果たす。しかし、「家父や家母が家の中で子供たちや家僕に対して」、靈的祭司の務めをできる限り熱心に行なわねばならない。また、仲間どうしでお互いに靈的祭司の役割を果たすことが必要である(問59, S. 630)。そしてシュペナーは特に、コレギア・ピエターティスをすすめる。少し長いが、公的説教職と靈的祭司職との関係についてのシュペナーの考えがよくあらわれているので、引用してみよう。「機会のあるごとに自らの信仰を建てあげることが正しいのと同じように、何人かのよき友人たちが時々、次のような目的を明確にもって集まることは、不当なことではありません。すなわち彼らは、説教をともに味わい直し、聞いたことを思い出し、聖書を読み、読んだことをいかに実行しうるかを神をおそれつつ話し合うのです。ただ、分離と受け取られるような、また公の集まりのように見られるような大きな集会であってはいけません。彼らはそのような集まりによって正規の公の礼拝をなおざりにしたり侮ったりしてはいけません。またその他のことでも自らの分をわきまえ、彼らの上役や両親の意志に逆らって必要な仕事と職業を怠ることをせず、行なったことはすべてすすんでつねに説明し、悪いと見られるどんなことをも避けるべきです」(問63, S. 635)。

シュペナーは、Erbauung の実現のために、公的説教職と靈的祭司職が協力しあわねばならないと考える。靈的祭司職は公的説教職を補完するものと規定される。そのため、説教者の方では、「会衆にしばしばこのような靈的祭司の務めを教え」、その実践を監督・指導しなければならない(問68, S. 638)。他方、靈的祭司の方でも、「敬虔な説教者を信頼してよく話し合い、可能な場合には彼らの援助をえ、彼らに職務を果たす機会を与え、彼らにすすんで自分たちの行為の報告をし、そのキリスト教的助言に従うべきこと」が要求された(問69, S. 639)。

『敬虔なる願望』でも、シュペナーは次のように書いていた。靈的祭司職の助けがなければ、「説教職はあまりに弱く、一般に説教者による魂の世話に委ねられている多くの人々に、信仰を建てあげるうえで必要なことを実行するのは、一

人の人間には、不十分である」⁽²⁴⁾。

では、靈的祭司の具体的な務めをシュペーナーはどうか考えていたのであろうか。まず、すべてのキリスト者が靈的祭司である。また靈的祭司と呼ばれるのは、「体のいけにえではなく、靈のいけにえを捧げなければならないからであり、またその務め上、純粋に靈的な役割とかかわりあいをもっているから」（問3，S. 570）である。シュペーナーは靈的祭司の務めを三つに分類している。第一に、「神に喜ばれるいけにえを捧げる」（問1，S. 569）こと、それはなによりもまず、自分自身を捧げ、神をほめたたえることである。そして、困窮している人々に物質的財を捧げることもこれに含まれる（問19，S. 585）。第二に、「自らのために主なる神に祈りを捧げるとともに、同胞のためにも神に祈り求め彼らを祝福することが、その義務として求められている」（問24，S. 590）。第三に、神の言葉とかかわり、神の言葉を豊かに宿らせること。これは、自分自身の信仰を建てあげることと隣人の信仰を建てあげるといふ、二つの側面をもつ（問1，S. 569）。この第三の点が、『靈的祭司職』で最も強調されている。自分自身の信仰を建てあげするためには、聖書を熱心に読むことが必要である。ただ知的に熟達しようとするのではなく、救いと内なる人の成長のために読むことが必要である（問28—43，S. 596—621）。同時に、「他の人々が救われ信仰が建てあげられていく」（問46，S. 622）ために、神の言葉とかかわらねばならない。具体的には、人々を教え、誤りから連れ戻し、訓戒をし、罪を犯している者には懲罰を与え、悲しんでいる人々にはなぐさめを語ることである（問52—58，S. 625—630）。

以上のような靈的祭司職の内容を、上記のルターの万人祭司主義の五つの要素・特徴と比較してみよう。ルターの万人祭司主義は当初、すさまじい破壊のエネルギーをもっていた。それは主に第一の要素による。キリスト者となるという点にかんしては、ルターはいかなる外的なものにも価値を置かないので、カトリックの諸制度に対する激しい攻撃を生み出すこととなった。また、各地の宗教改革の導入にあたっては、第一の要素と第二の要素が結びついて、当初は共同体による宗教改革がすすめられていった。しかし、一方でカトリックのヒエラルヒーへの攻撃は、当時の歴史的文脈において、第五の要素である世俗権力の強化に作用

し、第四の要素である非常時概念と結びついて領邦教会制を促進することとなった。その背後には、ルターの隣人愛による現実の肯定がある。そして、聖職者に関しては領邦教会体制において、再びその身分的性格の復活を引き起こしてしまった。それとともに第二の要素は後退せざるをえなかった。

一方、シュペーナーの信仰理解の中心は *Erbauung* にある。ルターとは異なり、信仰よりはそこから形づくられていく敬虔により価値が置かれる。この実現のために公的説教職と霊的祭司職とが協同すべきことを説く。そのために、制度的破壊をもたらすようなエネルギーは有しない。そもそもシュペーナーには制度を変えようとする意図が弱い。これは第五の要素にかかわる世俗権力への言及が一切見られないことからもうかがわれる。また、問70での霊的祭司による説教者の教えの判断権の叙述が端的にそれを示している。ルターは『キリスト者の集まり』において、個々の教会は説教者の教えを判断し、彼らを任命し、さらに罷免する権利もっていると、主張した⁽²⁵⁾。シュペーナーは罷免ではなくて、次のように語っている。「説教者たちの教えが神の言葉にかなっているかどうかを熱心に吟味し、それが神の言葉に基づいているとわかれば従い、それが誤りであると知ればそれを批判し、彼らがそれに固執する場合にはそのような誤った教えから身を守るのです」(問70, S. 639)。

その結果、領邦教会制に基づく公的説教職は一応肯定される。そしてシュペーナーの霊的祭司職は、領邦教会体制の枠組みの中で、第二の要素の充実をはかる。このためにシュペーナーは一種の公私の分離という考え方を導入した。それとともに聖職者像にも変化がもたらされる。ローマ・カトリック的な sacrament の執行者ではなく、ルター派正統主義のように説教者でもなく、教区民の魂を配慮する牧会者としての役割が全面に出て来るのである。

おわりに

シュペーナーの立場は、領邦内敬虔主義者の立場である。領邦教会から飛び出す急進的敬虔主義者と異なって、領邦教会の枠組みを肯定する。それは二つの点で顕著である。一つは、コレーギア・ピエターティス理解にあらわれている。シュペーナーにあっては、それはあくまで *ecclesiola in ecclesia*, すなわち領邦教

会内の小教会であったのが、急進的敬虔主義者の場合には、in ecclesia が落ちてしまい、独立した教会となってしまふ。もう一つは信仰を建てあげることを、一人一人の単独の行為ではなくて、Erbauung と靈的祭司職の実践とを結びつけることにより、教会共同体、牧師と会衆による共同の営みであると考えている。その点で領邦教会の改革を志向しており、急進的敬虔主義者と異なっている。しかし、このような立場ですら、当時の領邦教会体制にあつては、正規の説教者と公的礼拝を軽んじ、混乱を引き起こすことになることになると、危険視された。その点は、ルター派正統主義の批判に答えるという性格をもっていた『靈的祭司職』のなかで、シュペーナーが靈的祭司職の実行によって「恥ずべき混乱と無秩序が教会に生じる恐れ」のないことを何度も強調していることによつても、明らかである。

シュペーナーの靈的祭司職の特徴は Erbauung と結びついている点に見だせる。そのためルターの初期の万人祭司主義がもつたような社会的変革のエネルギーはもちあわせていなかった。しかし当時の硬直した領邦教会体制の中で、信仰の深化をただ全く個々人の内面に委ねてしまうのではなく、個人の内面より社会性をおおく備えた私的領域を設定し、そこにおいてルターが目指した靈的内容の実践・充實をはかつていく。これはルター派正統主義とは異なった聖職者像を導きだすこととなり、私的領域における敬虔の在り方の変容と相互に作用して、内から領邦教会制を弱めていくこととなるのである。

註

- (1) Priester は、日本語では、聖書の翻訳においては祭司と訳され、カトリック教会制度の場合には、司祭と訳される。本稿では、その対象によつて、祭司、司祭と訳しわけた。ただ、das allgemeine Priestertum の場合、ルターはカトリックの教会制度を批判して聖書的な意味の Priester 理解にかえらなければならないと主張しているのであるが、前者の側面に注目すれば万人祭司主義と訳すほうが適当かもしれないし、一般的にもそちらの訳語の方がよく使われていると思われる。しかし、本稿では、靈的祭司職にあわせて、万人祭司主義と訳しておいた。
- (2) 再生論については、Martin Schmidt, *Wiedergeburt und neuer Mensch Gesammelte Studien zur Geschichte des Pietismus*, Witten 1969 参照。終末論とコレギア・ピエターティスについては、Johannes Wallmann, *Philipp Jakob Spener und die Anfänge des Pietismus*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Tübingen 1986 参照。

- (3) 徳善義和『キリスト者の自由 全訳と吟味』新地書房, 1987年, 295頁。
- (4) WA, 7, S.21.
- (5) WA, 6, S.407, 邦訳, 成瀬治訳, 『世界の名著 第一八巻, ルター』(中央公論社) 所収, 85頁。
- (6) *Ibid*, S.407.
- (7) *Ibid*, S.407.
- (8) WA,12, S.178 邦訳 倉松功訳, 『ルター著作集』第一集 第五巻(聖文舎) 所収, 371頁。
- (9) WA, 6, S.408
- (10) *Ibid*, S.409, 邦訳 成瀬訳, 89頁。
- (11) *Ibid*, S.408
- (12) 倉松功『ルター神学とその社会教説の基礎構造』創文社, 1977年, 184頁以下。
- (13) WA, 6, S.409, 邦訳 成瀬訳, 89頁。
- (14) WA, 6, S.406. 邦訳 成瀬訳, 85頁。
- (15) WA, 6, S.409, 邦訳 成瀬訳, 89-90頁。
- (16) WA, 6, S.413, 邦訳 成瀬訳, 96頁。一部改訳。
- (17) WA, 11, S.414, 邦訳 倉松功訳『キリスト者の集まり』(『ルター著作集』一集, 第五巻所収) 219頁。一部改訳。
- (18) WA, 26, S.197, 邦訳 神崎大六郎訳, 『ルター著作集, 第七巻』622-623頁。
- (19) 領邦教会制については, たとえば, 中村賢二郎『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房, 1976年, 参照。
- (20) *Die Bekenntnisschriften der evangelische=lutherischen Kirche*, 3 Aufl., Göttingen 1956, S.69 邦訳『一致信条書』聖文舎1982年, 44頁。
- (21) *Ibid*, S.240f. 邦訳 246頁。
- (22) Philipp Jakob Spener, *Pia Desideria*, Hrsg v K Aland, 3. Aufl, Berlin 1964 PD と略記する。邦訳, 堀孝彦訳『敬虔なる願望』(佐藤敏夫編『世界教育宝典(キリスト教教育編) V』玉川大学出版会 1969年, 所収)。
- (23) *Philipp Jakob Spener Schriften*, Hrsg. v. E.Beyreuther, Bd 1, Hildesheim 1979.
- (24) PD,S.60 邦訳 堀訳 127頁。一部改訳。
- (25) WA, 11, S.408ff. 邦訳については, 註17参照。
- (26) 例えば, 問67, 68, 69。